

ぜひ、紙、時間、スペース、経理の人のストレスの削減を！

2022年1月1日改正(電子保存に2年間の猶予措置)

事前予約制

電子帳簿保存法の個別相談会

2022年1月1日から、改正電子帳簿保存法が施行されています。これまで、一部の企業にしか直接関係ありませんでしたが、多くの企業・個人事業主に関係するようになりました。

「電子取引における電子保存の義務化」は2年間の猶予期間が設けられましたが、どのような準備作業が必要なのでしょうか？紙でもらったレシートや領収書、請求書はどうするか。ネットでの買い物や電話料金の引落などとも紙での書類がないものはどうするのか。

集団セミナーとは違う一人ひとりの事情に合わせてどんな対応をするべきか専門家が解説いたします。

※個別相談です。相談時間の事前予約をお願いします。



●日 時 令和4年 12月6日 (火) 10:00~15:30

① 10:00~11:00 ② 11:00~12:00
③ 13:30~14:30 ④ 14:30~15:30

●会場 大曲商工会議所 相談室

●講師 中小企業診断士 松館 文子 氏

●相談内容 電子帳簿保存法の対応について
(インボイス制度との関係性など)

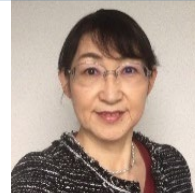
●申込方法

裏面の申込書を
記入いただき、
FAXにて申込んで下さい。
(先着順)

相談
無料

【講師プロフィール】

経営コンサルティング は一とBiz
中小企業診断士 松館 文子 氏
(仙北市西木町在住)



JICA国際協力機構で途上国の現場での住民参加型課題解決や、技術を海外で生かしたい企業の支援などを行う。

2020年に中小企業診断士として開業。現在は、主に小規模事業者の経営相談を行っている。

FAXにてお申込ください

FAX 0187-62-1265

電子帳簿保存法
個別相談会

申込書

に希望時間を✓で表示ください。

12/6 (火) ①10:00~11:00

12/6 (火) ②11:00~12:00

12/6 (火) ③13:30~14:30

12/6 (火) ④14:30~15:30

個別相談会に申し込みます。

令和4年 月 日

事業所名	
電話番号 Tel	
FAX番号 Fax	
参加者氏名	
質問事項	

申込受付後に予約完了のご連絡をいたします。